

令和5年10月31日
総務企画局人事部人事課

職員の処分について

本日、次のとおり懲戒処分を行いましたので、公表いたします。

1 職員の勤務態度不良等について

(1) 職 員 市長室 会計年度任用職員 (40代)

(2) 処分の内容 停職1月

(3) 処分事由

当該職員は、令和5年4月1日にパートタイム会計年度任用職員として任用(更新)されて以降、上司から指示された業務を遂行することを拒否したり、上司の承認を得ずに勝手に勤務時間や振替休日を変更することで、遅刻や早退などを繰り返したりした。

また、上司の指導に対し、反抗的な態度をとり、上司や他の職員に対して暴言を吐くなどの不適切な言動を繰り返したもの。

【問い合わせ先】

人事課長 吉村

人事第2係長 三坂

電話：711-4121 (内線1351)